

アメリカにおける連結会計の発展

中 村 忠

一 連結会計の生成

ある会社が株式所有を通じて他会社を支配しているとき、両者は法的には独立であるが、経済的には単一の組織体とみることができる。そこでこの事実を会計的に表現するため、支配会社（親会社）と従属会社（子会社）の個々の財務諸表——これを個別財務諸表（*separate financial statements, individual financial statements*）という——に必要な調整を施して結合した財務諸表を作る慣行が生じた。これが連結財務諸表（*consolidated financial statements*）である。

連結財務諸表の実務が最も古くから行なわれ、したがって普及しているのはアメリカである。一八九二年に

National Lead Company が作ったのがその最初だとされて⁽¹⁾いる。General Electric Company もその二年後の一八九四年から連結財務諸表を公表している。⁽²⁾有名なのは一九〇二年一月三日付で作られたUS スティールのそれである。⁽³⁾

このように、すでに前世紀末から連結会計は行なわれていた。もちろん、それはまだ一部の企業にすぎなかった。しかし一九一〇年代に入りこの実務は慣行化し、ついに税務を動かすに至った。一九一七年に税務当局が超過所得税（*excess profits tax*）について連結所得課税を認めたからである。これはアメリカ会計士協会（現在のアメリカ公認会計士協会）の提言を受け入れたものといわれている。

そして翌一九一八年の内国歳入法で正式に規定が設けられ、ある会社が他の会社の議決権ある株式の全部またはほぼ全部（取扱いは九五%以上）を所有しているときは、普通の所得税も超過所得税も連結ベースでよいとした。そのためには連結損益計算書と連結貸借対照表の提出が要求された。⁽⁴⁾

連結納税は個別ベースのそれよりも企業の税負担を軽減させる。したがって連結会計の実務は急速にひろがった。それに伴って連結会計の文献もふえた。

連結会計についての最初の文献は、一九〇六年に発表されたディッキンソンの論文 (Arthur L. Dickinson, Notes on Some Problems Relating to the Accounts of Holding Companies, Journal of Accountancy, Vol. 1 No. 6, April 1906) だといわれている。⁽⁵⁾ しかしこれはわずか五ページの簡単なもので、持株会社の成立に伴って親子会社の資産、負債を合算しなければ真実の財政状態を示しえないとして連結貸借対照表の必要性を説いたあと、投資勘定とこれに対応する従属会社資本との消去差額についての簡単な分析と、従属会社が行なった配当のうち株式取得前利益を財源とするものは持株会社の収益

とすべきではなく、投資のマイナスとすべきことなどを論じているにすぎない。

ところが連結納税制度が採用されるに及んで、連結会計は会计学の中級および上級の教科書にも、ほとんど例外なく取り上げられるようになった。ただその説明は、まだ簡単なものであった。

当時の教科書などをみると、連結会計の手続は、大體において支店会計 (branch accounting) および吸収合併 (merger) の処理をもとにして考えられていた。これは今日の眼でも興味深いことである。

まず支店会計との比較から次のように説明される。たとえば、ある会社が現金、商品その他の資産を移管して S 支店を設けたとする。支店は、もちろん独立会計を行なう。したがって本店は支店勘定 (branch current account) を設け、支店には本店勘定 (home office current account) が設けられる。しかし支店は独立の法人格をもたないから、決算に際しては本支店の会計数字が合併されなければならない。その際に本支店間で行なわれた商品の移動や役務の授受取引は相殺消去され、同時に期

末の資産に含まれている未実現利益も（もしあれば）消去する必要がある。

この処理法を、会社が支店の代わりに子会社を設立した場合に適用すると、支店勘定に相当するのがS会社株式（投資勘定）であり、本店勘定に相当するのがS会社の資本勘定である。S会社は、法律上は独立の人格をもつが、実質的には支店と変わりない。したがって連結財務諸表は、本支店会計の延長線上のものと考えられるのである。

もう一つは吸収合併との比較である。たとえばA会社

諸資産	250,000	諸負債	30,000
		資本金	200,000
		剰余金	20,000
	250,000		250,000

がB会社を吸収合併したとすれば、A会社はB会社の資産、負債を包括的に受けつぎ、その対価としてB会社の株主に株式を発行する。合併によりB会社は消滅する。しかし合併する代わりに、A会社がB会社の全株式を取得した（つまり一〇〇%子会社にした）場合は、合併したと同じ効果をおげることができる。この場合は合

併と異なり、B会社は消滅しない。もし合併すれば、B会社の資産、負債は当然A会社のものとなるのに対し、従属会社とした場合は投資勘定が生ずるにすぎない。

この比較から連結の会計処理法が導かれる。たとえば、合併直前におけるB会社の貸借対照表が上のようであったとして、A会社が株式（額面一〇〇ドル）二、二〇〇株を発行してB会社を吸収合併したとすれば、その会計処理は次のようになる（合併によって発行する株式の発行価額は額面金額とする）。

(借)	純資産	250,000
(貸)	純資産	30,000
	資本金	220,000

これは問題ないが、同じ場合にもし二、三〇〇株を発行したとすれば、借方に一〇、〇〇〇ドルののれんが計上される。逆に、もし二、〇〇〇株を発行したとすれば、貸方に二〇、〇〇〇ドルの払込剰余金が計上される。

このように合併の会計においては、受入れた純資産額と発行した株式の資本金額との差が、のれんまたは払込剰余金とされる。この考え方が連結会計に持ちこまれたのである。

上の例でいうと、B会社を合併する代わりに同社の株式一〇〇%を二三〇,〇〇〇ドルで取得したとすれば、

(借)	B会社株式	230,000
(貸)	現金	230,000

これを連結すると、一〇,〇〇〇ドルののれんが計上されるのである。仕訳の形で示せば次のようになる(これは連結精算表で行なわれるだけである)。

(借)	<table border="0"> <tr> <td>資本金 (B会社)</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>剰余金 (B会社)</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>10,000</td> </tr> </table>	資本金 (B会社)	200,000	剰余金 (B会社)	20,000	のれん	10,000
資本金 (B会社)	200,000						
剰余金 (B会社)	20,000						
のれん	10,000						
(貸)	B会社株式	230,000					

もしB会社株式を二〇〇,〇〇〇ドルで取得したとすれば、連結計算において払込剰余金が計上されることになる。これを借方差額としてののれんの反対とみて、消極のれん (negative goodwill) とすべきだという主張もあったが、合併会計との比較から払込剰余金とすべきだという主張が出たのは自然であった。

要するに連結会計は、すでに行なわれてきた支店会計や合併会計を原型として説明された。ただ連結会計に特有なものとして、親会社が従属会社株式の一〇〇%でなく、たとえば七五%を所有している場合、親会社以外の

株主が所有している二五%分について、これをいかに処理するかが問題になる。当時すでに少数株主持分 (minority interest) という概念はあった。しかしその性格についての突っこんだ議論は見られなかった。すでに一九二〇年代には次のような連結会計の単行文献が出ている。

- (1) H. A. Finney, Consolidated Statements, 1922.
- (2) Gilbert Garnsey, Holding Companies and Their Published Accounts, 1923, London.
- (3) G. H. Newlove, Consolidated Balance Sheets, 1926

(注) これらのうち(2)は英国人によって書かれ、ロンドンで出版されたものであるが、本国よりもアメリカで多く読まれた。本国の会計実務は、まだそこまで達していなかったからである。

これらは先駆的な著作として高く評価されるべきであるが、理論的な研究というよりは実務の手引書としての性格が強かった。

(1) しかし一八八六年に American Cotton Oil Trust 会社で作られたという説もある。Maurice E. Peloubet, The Historical Development of Accounting, in "Modern

Accounting Theory", ed. by Morton Backer, 1966, p. 23.

(2) William H. Childs, Consolidated Financial Statements, 1949, pp. 43—44, Mary E. Murphy, Auditing and Theory, 1963, p. 436.

(3) Eldon S. Hendriksen, Accounting Theory, 1965, p. 44.

(4) Earl A. Salliers, ed., Accountants' Handbook, 1923, pp. 1090—1.

(5) G. H. Newlove, Consolidated Statements, 1948, p. vii, W. H. Childs, op. cit., p. 44.

二 連結会計基準の探求

一九三〇年代に入ると、連結会計についての理論的な研究がみられるようになる。ニューラブは、三〇年代にあらわれた注目すべき文献として、次の二つの雑誌論文をあげてゐる。⁽¹⁾

(1) L. A. Carman, Intercorporate Relationships, American Accountant, April, May, June, July 1932.

(2) F. L. Kohler, Some Tentative Propositions underlying Consolidated Reports, Accounting Re-

view, March 1938.

連結会計が開花期に入った三〇年代には沢山の文献が出ており、この二編だけを代表的なものと断定しうるか否かには若干の問題があるうが、丹念な文献研究に定評があり、かつ自らも一九二六年に『連結貸借対照表』なる著書を公刊しているニューラブのいうことであるから、これは信用しないわけにはいかない。

ただ残念なことにカーマンの論文は入手しえないので参照できないが、⁽²⁾ニューラブによれば、カーマンの論文は連結財務諸表の作成における持分比率法 (equity ratio method) を基礎づけたものとされている。⁽³⁾これに対し、もう一つのコーラーの論文は、連結財務諸表の全般に及ぶ会計基準を論じたものである。したがって三〇年代における連結会計理論を代表する文献とみて差しつかえない。⁽⁴⁾

しかしその前に当時の標準的な会計実務を反映するものとして「S・H・M会計原則」(一九三八年)における連結財務諸表原則をみておきたい。⁽⁴⁾コーラーの論文と比較する上でも参考になるからである。

「S・H・M原則」は、第一に、単一の統一的支配のもとにある会社グループについては、その全体の姿を示す必要があり、この要求にこたえるのが連結貸借対照表および連結損益計算書であると述べ、連結財務諸表の目的を明らかにする。しかし「連結財務諸表は統一的な所有および支配が行なわれているほとんどあらゆる場合に有用かつ必要であるとはいえず、(グループ内の)特定会社には重要な事項でありながら連結財務諸表に十分に示されない場合は、連結財務諸表のほかに、その会社の個別財務諸表が提供されるべきだ」としている。

第二に、連結財務諸表にとって望ましい条件として次の四つをあげている。

- (1) 連結財務諸表は、親会社が支配的持分(controlling interest)をもっている会社だけを対象とすべきこと。
- (2) 連結財務諸表は、ほぼ同一日における従属会社の個別財務諸表を基礎にすべきこと。
- (3) 連結される個別財務諸表は、ほぼ統一的な会計原則(reasonably uniform accounting principles)に従って作成されるべきこと。
- (4) 連結財務諸表は、連結範囲の基準および連結によ

って影響をうけた重要科目の処理についての説明を付することが望ましい。

これらを単に「望ましい条件」としている点に、いかにも「S・H・M原則」らしきが見られる。

第三は、連結貸借対照表原則で、連結貸借対照表はグループ構成会社の資産および負債のすべてを正味合計して表示すべきこと(グループ会社間の債権債務の相殺)と、従属会社に少数株主がいる場合も親会社持分に見合う額(pro-rata share of the holding company)でなく資産、負債の全額が含まれるべきことを指示している。そして個別的に次の三つを指示している。

- (1) 親会社の投資勘定が、それによって取得した従属会社持分額より大きいときは、その原因を分析して従属会社の資産または負債に配分する。もしそれが不都合または不可能のときは、独立の科目で表示する(その科目名はあげられていないが)。
- 逆に投資勘定のほうが小さい場合は、原因を分析して従属会社の資産を減額するか、払込剰余金とする。原因が不明であれば独立科目とする。
- (2) 親会社が従属会社を取得する前に従属会社が獲得

した剰余金 (pre-existing surplus) から配当が行なわれた場合、それは親会社にとって真の収益ではなく、投資勘定のマイナスとすべきである。

(3) 少数株主持分は、従属会社の帳簿に記録された純資産を基礎にして、資本金と剰余金に分けて示されなければならない。

第四は、連結損益計算書原則で、次のような簡単なものである (全文を訳出する)。

「会社相互間売上高および会社相互間利益は、連結損益計算書から消去されるべきである。

連結損益計算書は、会社相互間取引がいかん処理されたかを明らかにしなければならない。

少数株主持分が相当の割合を占めている従属会社の会社相互間利益は、販売された財貨がグループ内の他の会社の棚卸資産として残っている間は、連結損益計算書に留保されるべきである。その分だけは棚卸資産の評価に影響するであろう。」

このように連結財務諸表に関する「S・H・M原則」の指示は大筋を示しただけで、実践規範としては不十分といわざるを得ない。これは当時の連結会計の基準その

ものが、まだ十分に検討されていなかったためであるといえよう。それどころか「S・H・M原則」の二年前に公表されたアメリカ会計学会 (A.A.A.) の「会計原則試案」(一九三六年) では、最後の箇所次のような断わり書をしているにすぎなかった。

「以上に述べたところは個々の株式会社企業の会計にかかわるものであり、連結貸借対照表および損益計算書の作成を含む会社間の関係 (intercorporate relationships) に関する諸問題には触れていない。これらほさらに別個の取扱いを要する。」

A.A.A. は、こうして留保した連結会計の問題について検討を加え、公式の見解を表明することを予定していた。その公式見解の素材として書かれたのが、さきに述べたコーラーの論文であった。

コーラーのあげる「連結報告書の基礎をなす仮命題」は一〇個から成り、次のように三つのグループに分けられている。

- A 一般的定義および適用 (命題 1 ~ 4)
- B 連結手続 (命題 5 ~ 8)

C 会計帳簿との関連(命題9と10)

そして各命題について詳しい説明が行なわれている。しかしここではその要点を述べるにとどめる。

[1] 結合財務諸表(combined financial statements)——これは連結財務諸表と従属会社のグループ財務諸表を含む広い概念である)は、共通の支配のもとにある二またはそれ以上の企業もしくはその他の単位の総合的な財政状態または経営成績を、あたかも一個の企業として示すものである。それは主要な財務諸表ではなく、第二義的なものであり、支配的持分を有する企業の(個別)財務諸表の増補として、その持分の外部に対する関係を説明するのに役立つ。

——これは結合財務諸表の性格を規定した重要な命題である。なお、支配権がグループの中の一社に存在するとき、結合財務諸表は連結財務諸表になる。

[2] 連結財務諸表は、従属会社が支配会社または他の従属会社と同質の場合、および従属会社の中のある一社の財務的または経営的特徴がグループ全体としての理解にとって重要でない場合に、より多くの意義をもつ。連結財務諸表が最も有効なのは、親会社とその全株被所有

従属会社(wholly owned subsidiaries)が共通の経営管理のもとで共に同一系統の活動を行なっている場合である。

——これは連結の範囲を規定したものであるが、連結範囲からの除外を割に広く認めている。

[3] 支配会社が財務的または経営的にその従属会社と無関係であるか、また一部の従属会社の経営活動が他のそれと異なるときは、すべての従属会社または一部の従属会社を総合したグループ財務諸表が連結財務諸表の代わりになる。

——これは上記[2]に関連するが、連結の範囲が狭くなると、それだけグループ財務諸表に含められる従属会社がふえることになる。

[4] 個々の従属会社の経営活動が異なっていたり、重要な会社相互間取引の相殺消去が他の資料から容易に行ない得ない場合は、要約的精算表としての結合計算表(combining statement)が連結財務諸表にとって有用な補足手段になる。

——結合計算表は連結財務諸表の作成プロセスを明らかにする点で有用であるが、これを添付すべきだとして

いるのかどうか明らかでない。

[5] 結合財務諸表の作成においては、支配持分の割合にかかわらずなく、会社相互勘定、利得、損失および取引の完全な消去が必要である。

——これは、いわゆる部分連結を否定したものである。

[6] 会社相互間で株式資本への投資が行なわれているときは、投資勘定と、その取得日における発行会社の会計記録によって示される持分を相殺消去する場合に差額が生ずるかも知れないが、これは貸借対照表に明示されるべきである。

——これは、借方差額をそのまま既存ののれん勘定や有形固定資産に加えたり、貸方差額を資本剰余金とする便宜的な処理法を否定し、原因を分析して適切な科目で表示すべきことを要求したものである。支配獲得後に従属会社で生じた利益剰余金は連結剰余金の一部になる。

[7] 会社相互間で社債への投資が行なわれているときは、その投資勘定と社債発行会社の債務との相殺に際して生じた消去差額は[6]により処理するか、または当期純損益に加減しなければならない。

——社債は割引発行または打歩発行されるので、消去

差額が生ずる。そこでこの差額のうち支配獲得日における差額は[6]により処理し、その後の差額は当期の利得または損失とする。

[8] 外部所有者持分 (outside ownership equities) の額は、資本金と剰余金に分けて連結貸借対照表に示さなければならぬ。

——注意すべきは、「外部株主資本金および剰余金は、連結貸借対照表上は純資産よりも、むしろ負債とみなされるべきである。これらの持分は法律的な債務ではないが、支配持分ではないという点で、債務の属性をもっている。このことは全株所有していない従属会社において発生した欠損金の全部を支配会社がしばしば負担することから、また未実現利益の減額を全株支配会社が負担することからも認識される」と述べられていることである。

[9] 各従属会社について完全な会計帳簿が必要である。

——ここにいう「完全な会計帳簿」とは、従属会社の資産や負債が親会社の会計帳簿に組みこまれていないこと、親会社による株式取得日前の剰余金とそれ以後の分が区別されていること、配当が声明されたとき、その財源が明示されていることなどである。

[10] 支配会社の帳簿に従属会社の発生損益を計上することによって実際上の利点は生じない。従属会社への投資についての損失に対する引当金は、従属会社の営業損失を基礎にしてではなく、最終的な実現見積額を基礎にすることが望ましい。

——これは、いわゆる実価法に否定的な考え方を示したものとみることができ。

ここに提示された連結財務諸表に関する一〇個の原則は、ニューラブの指摘するように、それまでの連結会計基準を理論的に整理したものであり、その後の連結会計論の基礎資料として貴重な提言であったといえる。しかしその中には問題点もかなり含まれている。たとえば、スコピルは次のような点を指摘している。

- (1) 支配が一〇〇%以下の場合でも棚卸資産に含まれるグループ会社間利益を一〇〇%消去するものとしていること。
- (2) 棚卸資産に含まれるグループ会社間損失の処理。
- (3) 従属会社の所有する親会社株式の表示法。
- (4) 親会社が社債について債務不履行になっている場

合、従属会社は親会社に貸付けるに十分な現金をもっているが、従属会社は流動資金の保全に関する信託証書があるため、それができない場合の真実な情況の表示。

(5) 従属会社の利益および損失に対する少数株主持分を連結貸借対照表上いかに表示するか。

スコピルが提起したこれらの問題点は、その後の連結会計論に尾をひくのであるが、それらを個別的に跡づけることは別の機会にゆずり、ここではもっと基本的な問題についてコーラー以後の展開をみてゆくことにしたい。

その第一にあげるべきは、連結会計をいかなる立場で考えるかという問題である。連結会計は親子会社グループの経済的一体性を基礎としているにもかかわらず、親会社の立場と親子会社グループを一体と考える立場が入り混っており、それが連結会計の基準を不明確にしている。この点について親子会社グループを一体とみる立場——entity theory——を貫くべきだとして積極的な見解を述べたのがムーニッツである。

(1) G. H. Newlove, op. cit., p. vii.

- (2) この論文が掲載された American Accountant という雑誌は、一九三〇年代に廃刊されてしまったという。 Maurice Moonitz and Louis H. Jordan, Accounting, rev. ed., vol. II, 1964, p. 274.
- (3) 持分比率法とは、多数の子会社や孫会社があり、しかもそれらに少数株主がいる場合、親会社の持分比率を計算して支配持分と少数株主持分を区分する方法である。
- (4) Sanders, Hatfield and Moore, A Statement of Accounting Principles, 1938, pp. 101—106.
- (5) American Accounting Association, Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements and Preceding Statements and Supplements, 1957, p. 64.
- (6) cf. J. D. Edwards and R. F. Salmonson, Contributions of Four Accounting Pioneers, 1961, pp. 16—17.
- (7) H. T. Scovill, Comments, Accounting Review, March 1938, p. 76.

三 連結グループ主体の理論

一九四二年にムーニッツが発表した「連結貸借対照表に対するエンティティ・アプローチ」と題する小さな論文⁽¹⁾は、次のように書き出されている。

「連結に関する一般に認められた理論の欠如は、混乱

した代替的処理法の並列や、時として矛盾した首尾一貫しない手続を導く。適切な理論の形成が行なわれていないことは、主として連結財務諸表を作成する目的が何であるかが明確に認識されていないことと関連している。この論文は、連結の目的についての唯一つの前提にもとづく統一的な理論の概要を示そうとするものである。」

ここに彼がいう唯一の前提とは、「連結財務諸表は関連会社グループの財政状態および経営成績を、それらの諸会社が経済的にはもちろん法律的にも一企業の一経営部門であるかのようにみなして伝統的な会計形式で表示するものである」ということである。これは連結会計にとっては「いわば常識であるが、ムーニッツはこの基本的前提を貫くとき、いかなる会計基準がとられなければならぬかを論ずるのである。これが彼のいう entity approach である。もちろん、このエンティティとは consolidated entity である。しかし彼は、グループ内の個々の会社が法律的には独立の単位であることから、配当や債権者の権利などについては個別財務諸表 (Legal statements) が有用であることを否定していない。

支配従属の關係にある会社グループを単一の経営単位

(single operating unit)とみるとき、連結貸借対照表の作成基準は次のようになる(この論文は記述を連結貸借対照表に限定し、連結損益計算書には触れないことは特に断っている)。

(1) グループ会社間の債権債務

グループ内のある会社が他の会社に売掛金、貸付金、未收利息等の債権をもっている場合、他方の会社ではこれに対応する債務が計上されている。これらはグループの立場からは意味のないものであるから、相殺消去されなければならない。連結貸借対照表において意味のある債権債務は、グループ外の相手方に対するものに限られるからである。

(2) グループ会社間取引による棚卸資産の価額

グループ会社間で棚卸資産の売買が行なわれる場合、期末に残っている棚卸資産はグループの立場からの原価で計上されるべきである。したがってグループ会社間取引により計上された利益は全額消去されなければならない。少数株主持分が存在する場合は、グループ会社間取引による利益のうち少数株主持分に見合う分は実現されているという考え方もあるが、これは親会社(支配持

分)の立場に立つものであって、グループを会計主体とする立場からは否定されなければならない。

(3) グループ会社間取引による固定資産の価額

グループ会社間で固定資産の売買が行なわれた場合も、未実現利益が消去されなければならない。固定資産を取得したほうの会社は取得原価を基礎にして減価償却を行なうので、グループとしての原価をもとにした価額との差額を修正しなければならない。少数株主持分が存在する場合であっても、棚卸資産のときと同様、親会社にかかわる分だけでなく全額を消去すべきである。

(4) 連結のれん

親会社が既存の会社を従属会社にした場合、その投資原価とそれによって取得した従属会社持分額との間に差額を生ずるのが普通である。連結にあたってはこの差額の原因を分析して従属会社の資産または負債の価額を修正すべきである。もしその原因が従属会社に存在する無形の要素によるものであれば、連結のれん(consolidated goodwill)として計上される。これは従属会社の帳簿に記載されていなかったのれんを認識するものである。しかし問題は、その評価をどうするかである。投資額と持

分額との差額を単純にのれんとするのは無理論である。

たとえば、P会社がS会社(株式取得時の純資産額は八〇、〇〇〇ドルであったとする)の株式九〇%を九〇、〇〇〇ドルで取得した場合、通常は持分額七二、〇〇〇ドルとの差額一八、〇〇〇ドルをのれんとする。もしP会社が八〇%を八〇、〇〇〇ドルで取得すれば、一六、〇〇〇ドルがのれんになる。しかしそれぞれの場合、P会社はS会社の株式を同じ基準(帳簿価額の一二五%)で取得しているのである。ということはS会社の純資産は少なくとも一〇〇、〇〇〇ドル(八〇、〇〇〇ドルの一二五%)であり、二〇、〇〇〇ドルののれんがあることを意味する。

P会社はS会社株式の過半数を取得することにより、S会社の支配を獲得するのであるから、すべての場合に二〇、〇〇〇ドルののれんが計上されるべきである(その場合にいかなる会計処理をするかについてムーニッツは触れていない)。もしそれが不安であれば、のれんは全く計上しないことにすべきである(この場合の会計処理についても彼は触れていない)。

(5) 従属会社の所有する親会社の株式および社債

従属会社が親会社の株式または社債を所有しているときは、連結貸借対照表上、それらは自己株式または自己社債として控除形式で表示されるべきである。

その金額について、たとえば親会社が社債五〇〇、〇〇〇ドルを期限一〇年、五〇、〇〇〇ドルのプレミアム付で発行したとする。五年経過した後(したがって社債プレミアム勘定は二五、〇〇〇ドルになっている)、従属会社はその半分を市場を通じて二六〇、〇〇〇ドルで取得したとすれば、連結にあたり二、五〇〇ドルの消去差額を生ずる。これは連結剰余金とされるべきである。

(6) 少数株主持分の処理

親会社が従属会社株式の一〇〇%を所有していない場合は、少数株主持分が生ずる。これはグループ全体の資産、負債、資本を示す連結貸借対照表において、やはり資本として扱われなければならない。少数株主持分を負債として示すことは否定されるべきである。

以上がムーニッツ論文の骨子である。彼の主張する連結グループ主体の理論は、若干の不明確な点を残しているとはいえ、実務に対する批判として注目すべきもので

あった。彼は、その後この主張を基礎にして『連結財務諸表の主体理論』なるモノグラフを公刊した (M. Moonitz, *The Entity Theory of Consolidated Statements*, 1944)。一〇〇ページに満たない小著ではあるが、連結会計について理論的な考察を加えた数少ない文献の一つとして今日でもしばしば引用されている。

この書物の中心部分を占める第五章と第六章は、上記の論文の記述をひろげたものであり、主張の内容は変わりない。しかし新たに説明を加えたところもある。たとえば、少数株主持分について述べた箇所は連結純利益 (consolidated net income) および連結資本 (consolidated capital) という言葉を使い、これらはいずれも支配持分と少数株主持分に分けられると説明している。⁽²⁾ consolidated entity の立場からは当然のことであるが、それをはっきり示しただけ主張が明確になったといえよう。

(1) Maurice Moonitz, *The Entity Approach to Consolidated Statements*, *Accounting Review*, July 1942, pp. 236—242.

(2) Maurice Moonitz, *The Entity Theory of Consolidated Statements*, 1944, pp. 76 ff.

四 「個別」中心から「連結」中心へ

第二次大戦が終わり戦時体制が解除されると、連結会計の問題も再び論議の材料とされるようになった。単行本だけでも戦後間もない時期に次の三冊が出た。

- (1) G. H. Newlove, *Consolidated Statements*, 1948.
- (2) H. W. Childs, *Consolidated Financial Statements*, 1949.
- (3) M. Moonitz, *The Entity Theory of Consolidated Statements*, 2nd ed., 1951.

これらのうち(3)は初版にわずかの改訂が加えられたにすぎないが、(1)と(2)は新著であり、それぞれ特徴をもっている。しかしここではその内容に立ち入る余裕はない。むしろ一九五〇年代に入って連結財務諸表が財務報告の中心になった点について触れておきたい。これは連結会計の発展からみて非常に重要な意味をもつからである。すでにのべたローラーにしてもムーニッツにしても、連結財務諸表は補助的なものであり、中心は個別財務諸表だと考えていた。⁽³⁾これは通説であった。ところが実務上はすでに一九四〇年代から「連結」だけを公表し、「個

別」は公表しない会社が多くなり、利害関係者の間からもそれに対する不満は出なかった。この事実が「個別」中心から「連結」中心への転換をもたらす原動力になったといつてよい。

特にアメリカ会計学会の会計概念および基準委員会が一九五五年に出した連結財務諸表に関する意見書において次のように述べたことは、決定的な影響を与えた。

「過去半世紀の間に連結財務諸表は、アメリカの株式会社が公表する財務報告書に占める割合をふやしてきた。さらにグループ構成会社の個別財務諸表をつけないで連結財務諸表だけを提出する傾向が増加している。これらの傾向は、連結財務諸表が個別財務諸表よりもヨリ有用であること、そして今や第二次的ないし補助的であるよりは、むしろ主要な報告書であることを強く示すものである。」⁽³⁾

これにより連結財務諸表が中心だという考え方が確立されたといつてよいであろう。したがってアメリカ公認会計士協会が一九五九年に出した「会計研究公報」第五号 (Accounting Research Bulletin, No. 51, Consolidated Financial Statements, August 1959) も「連結

財務諸表は個別財務諸表よりも有意義だと考えられている」といい⁽⁴⁾、また「親会社の社債権者その他の債権者または優先株主の地位を適切に示すためには、場合により連結財務諸表に加えて、親会社の個別財務諸表が必要とされよう」⁽⁵⁾と述べても、人々は少しも怪しまなかったようである。

注意すべきはアメリカの場合、「連結」中心が「個別」不要という極端な形をとったことである。もちろん、両方必要という意見は現在でもある(両者の果たす機能の相違から考えて、それが正しいと私は考えるが)。しかしアメリカでは、「連結」を中心と考える限り、「個別」を示すことは、かえって利害関係者に誤解を与えるという理解をしているようである。これを額面どおりに受取つていいかどうかには若干の疑問がある。というのは、これには監査費用の問題がからんでいると思われるからである。

アメリカでは公表する財務諸表には公認会計士の監査証明をつけることが制度的に要求される。したがって「個別」と「連結」の両方を公表するとすれば、両方の監査を受けなければならぬ。これは会社にとって大き

な負担である。一方だけで済めば、そのほうが望ましいことは明らかである。「個別」が不要とされる理由の一つはこの点にあるとみてよいと私は考える。

少し古い資料であるが、アメリカ公認会計士協会の調査部が、一九五四年の年次報告書に連結財務諸表を公表した約四〇〇社に質問書を送って調査したところによると、回答を寄せた三二九社(回答率八二%)のうち、「個別」をつけているのはわずか五社にすぎず、他の三二四社は「連結」だけしか提出していない⁽⁶⁾。恐らく現在では「個別」をつけている会社はゼロに近いであろう。

連結財務諸表について書かれたどの教科書にも、その限界が指摘されている。しかしそれが「個別」も必要という主張にまでは至らないのである。それには相当の理由があるものと思われる。たとえば親会社の配当にしても、アメリカの企業では連結ベースで配当政策が決められているようである。

- (1) E. L. Kohler, op. cit., p. 63, M. Moonitz, The Entity Theory of Consolidated Statements, pp. 12, 83.
- (2) G. H. Newlove, Consolidated Statements, p. 26,

W. H. Childs, op. cit., p. 37.

(3) AAA, Committee on Accounting Concepts and Standards, Supplementary Statement No. 7, Consolidated Financial Statements, Accounting Review, April 1955, p. 194.

(4) AICPA, Accounting Research and Terminology Bulletins, Final edition, 1961, p. 41.

(5) AICPA, op. cit., p. 48.

(6) AIA, Survey of Consolidated Financial Statement Practices, 1956, p. 10.

五 実価法の適用

連結会計の基本的な考え方なり手続は、大体において一九四〇年代で固まったとみてよい。それ以後の連結会計は、部分的な問題を取り上げるようになった。その中で注目すべきは実価法(equity method)の適用である。

実価法は原価法(cost method)と対比される投資勘定の評価方法であり、取得後における投資有価証券の簿価を投資先企業の純資産額の増減に応じて修正する方法である。たとえば、A会社がB会社の株式八〇%を、ある期末に取得したとする。もし翌年にB会社が一〇〇万円

S会社貸借対照表

諸資産	100,000	諸負債	25,000
		資本金	60,000
		剰余金	15,000
	100,000		100,000

の利益をあげれば、その八〇%すなわち八〇万円を投資勘定にプラスし、これに見合う投資収益を計上する。そしてB会社がその利益を配当したとき、これを受取ったA会社は投資勘定を減額する。したがって実価法はもともと連結会計に固有のものではなく、個別財務諸表における評価基準である。しかし投資勘定の簿価は、取得日以後に連結財務諸表を作成する場合、直接的に影響する。そのため早くから連結会計の問題とされた。ただequity method という名称が用いられるようになったのは、一九四〇年代に入ってからのように思われる。それまでは

equity method とは「わず、book value method とか actual value method と呼ばれていた。⁽²⁾しかし現在では実価法と簿価法は区別されてい

る。簿価法は、ある意味で実価法を徹底させたものといつてよい。たとえば、P会社がS会社株式の九〇%を七〇,〇〇〇円で取得したとしよう。株式取得時におけるS

会社の財務内容は上のとおりであったとする。この場合、原価法も実価法も投資勘定は取得原価の七〇,〇〇〇円と記帳する(両者はそれ以後の処理が異なる)。これに対し簿価法は、次のようにS会社純資産額に対する持分額(この例では純資産額七五,〇〇〇円の九〇%)をもって記帳する。したがって取得の時にのれんを計上してしまう。

(借)	S会社株式	67,500
	のれん	2,500
(貸)	現金	70,000

こうしておけば連結に際して全く問題を生じない。連結のれんは自動的にP会社自体ののれん勘定に含められているからである。しかし株式の取得時に原価で記帳せず、一括的にのれんを計上することには批判が多く、簿価法は大体において採用されない。したがって原価法と実価法のいずれをとるかであるが、連結会社についてはどちらをとっても連結貸借対照表上は同じ結果になる。結果が異なるのは、連結に含められない従属会社等に対する投資についてである。

さきあげたアメリカ公認会計士協会の調査(一九五

四年)によると、当時は非連結従属会社への投資は連結貸借対照表上に原価で記載するのが普通で、実価法を採用する会社は少なかった。⁽³⁾しかしAICPAは一九五九年に出した「会計研究公報」第五一号において、非連結従属会社に対する投資は連結財務諸表において実価法によることが望ましいと述べた。⁽⁴⁾表現はやや弱いけれど、新しい方向を示したのである。だがその他の投資をいかに処理すべきかについては何も触れなかった。恐らく原価法を当然としていたのであろう。当時の進歩的な文献と思われるベッドフォードたちの著書でも、AICPAと同じ態度をとっている。中には非連結従属会社の投資勘定は原価法と実価法のどちらでもよいという後退した意見さえ見られる。⁽⁵⁾

しかしAICPAの会計原則審議会は一九六六年に「意見」第一〇号(APB Opinion No. 10, Omnibus Opinion—1966)を出して、「会計研究公報」第五一号に示された考え方を前進させた。「意見」第一〇号は「公報」第五一号の修正を目的としたものであることが明記されている。その内容は、連結財務諸表に含められない国内の従属会社投資は実価法によるべきこと、またそ

れらの会社との取引による損益は消去されなければならないというものである。⁽⁷⁾

同審議会は一九七一年にいたり「意見」第一〇号の見解をさらに拡大させた。「普通株投資に関する実価法」と題する「意見」第一八号(APB Opinion No. 18, The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock)がそれである。⁽⁸⁾その重要な点は次のとおりである。

- (1) すべての非連結従属会社の普通株に対する投資は、連結財務諸表において実価法によるべきこと(Para. 14)。
- (2) 従属会社以外の会社に対する投資であっても、それにより投資先会社の経営および財務政策に対し重要な影響力をもつ場合には、連結財務諸表において実価法が適用されるべきである。その判定は、投資先会社の議決権ある株式の二〇%またはそれ以上の所有(間接的所有を含む)を基準とする(Para. 17)。
- (3) 実価法を適用する非連結従属会社または関係会社については、連結従属会社と同様に会社間取引による未実現利益の消去、および投資勘定とそれに対応

する持分額との差額の処理が行なわれなければなら
ない (para. 19)。

この見解に対しては反対論も出ている。二〇%という
基準の根拠が明らかでないことや、実価法適用会社にま
で(3)の処理を要求することは行きすぎだという批判であ
る。しかしこの基準は徐々に実務へ浸透しているようであ
る。

- (1) たとえば W. T. Sunley and W. J. Carter, Corpo-
ration Accounting, rev. ed., 1944, p. 365.
- (2) 有名な M. Mountz, op. cit., p. 51.
- (3) AIA, Survey, p. 16.
- (4) AICPA, Accounting Research....., Final edition,
pp. 46-7.
- (5) Bedford, Perry and Wyatt, Advanced Accounting,
1961, p. 492.
- (6) Earl E. Spiller, Financial Accounting, 1966, p.
363.
- (7) Journal of Accountancy, February 1967, pp. 66-
67.
- (8) Journal of Accountancy, June 1971, pp. 63-69.

六 むすび

上述したところからも明らかのように、アメリカにお
ける連結会計は七〇余年の歴史をもっている。本稿はそ
の流れを、私の手許にある限られた文献を通して概観し
たにすぎない。

数年前からアメリカでは A I C P A が中心になって会
計基準のオーバールールをやっており、連結財務諸表も、
もちろんその対象になっている。上に述べた実価法の適
用もそのあらわれである。注意すべきは、実価法につい
ての指示が端的に示しているように、⁽¹⁾連結財務諸表を親
会社(支配持分)の立場から作成する考え方が強くなっ
ていることである。かつてムーニッツが提起したグルー
プ主体説は、⁽²⁾一部の学者の間で支持されているにすぎず、
異説として片隅に置かれていたといつてよい。連結財務
諸表が少数株主にとってはほとんど役立たない以上、そ
れは当然かも知れない。⁽³⁾

(1) Report of the Committee on Tax and Financial
Entity Theory, Accounting Review, Supplement to Vol.
48, 1973, p. 191.

(71) アメリカにおける連結会計の発展

- (2) S. R. Sapienza, The Divided House of Consolidations, Accounting Review, July 1960, pp. 503 ff.
- (3) Accountants International Study Group, Consoli-

dated Financial Statements, 1973, para. 26.

(一橋大学教授)